

Ⅱ 国税の電子納税の概要

国税の電子納税では、国税の納付手続を自宅やオフィスからインターネット経由などで電子的に行うことができます。インターネットバンキング等を利用して納付する方法、事前に税務署に届出等をした預貯金口座からの振替により納付する方法（ダイレクト納付）、クレジットカードを利用して納付する方法があります。

国税の電子納税では、領収証書が発行されませんので、領収証書が必要な場合は、従来通り金融機関の窓口に納付書を持参して納付します。

1. インターネットバンキングを利用した納付手続

(1) 事前準備

- ① 国税のインターネットバンキングを利用した電子納税を行うためには、国税の電子申告・納税開始届出が必要です。ただし、既に電子申告を行うために届出済の場合は、インターネットバンキング等を利用して電子納税を行うために、あらためて国税の開始届出を行う必要はありません。
- ② インターネットバンキングやモバイルバンキングを利用するためには、あらかじめ金融機関との間で、利用手続を行う必要があります。ご利用の金融機関にご確認ください。なお、A T Mを利用して電子納税を行う場合は、金融機関との間で利用手続を行う必要はありません。

(2) 利用できる金融機関

- ① インターネットバンキング・モバイルバンキング・A T Mでの電子納税は、マルチペイメントネットワーク（以下、M P Nといいます）に対応するシステム整備を行った金融機関を利用します。
- ② M P Nとは、金融機関と収納機関との間を専用のネットワークで結んで、インターネットバンキング等で送信された税金、手数料等の納付情報を即時に収納機関に伝達する決済システムです。
- ③ インターネットバンキング・モバイルバンキング・A T MからM P Nに接続する金融機関の決済サービスは、「P a y－e a s y」（ペイジー）と呼ばれ、電子納税はこの「ペイジー」を利用します。電子納税の手続きが利用できる金融機関は、「ペイジー」ホームページから確認できます。
(<https://www.pay-easy.jp/where/index.html>)

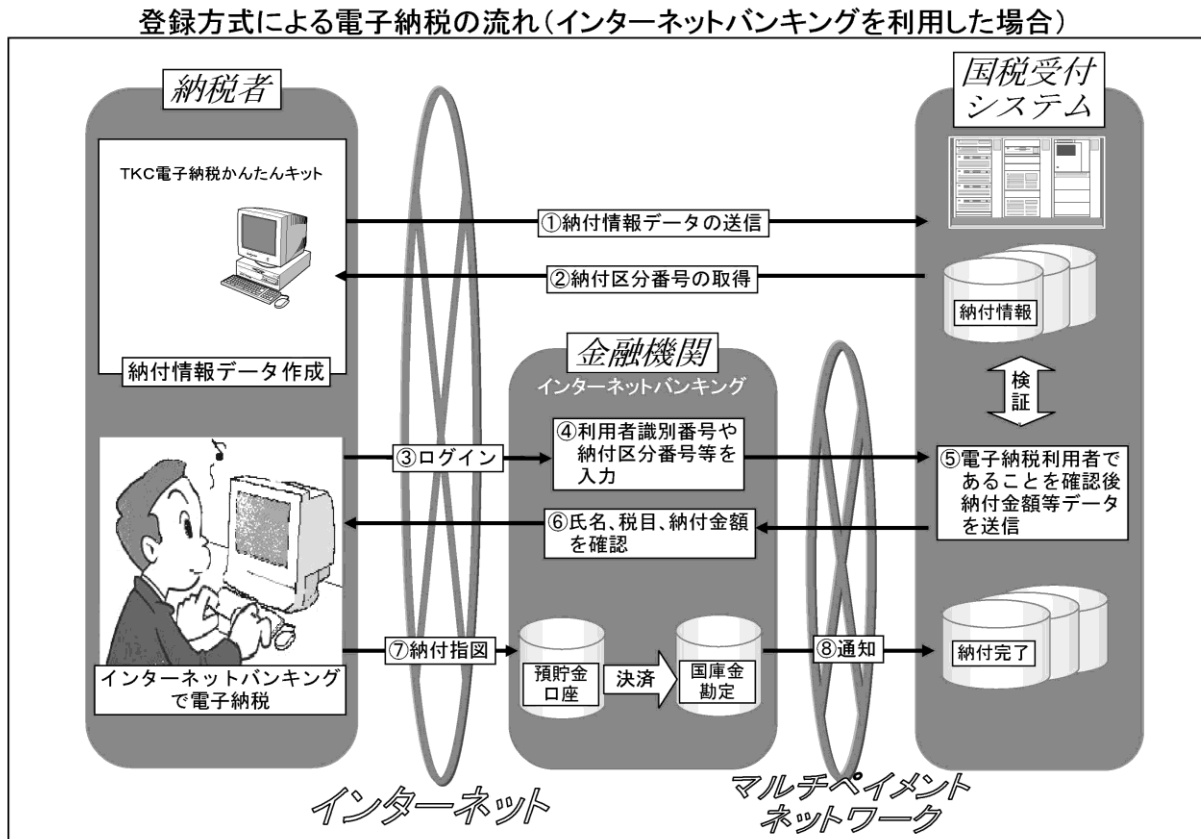
(3) インターネットバンキング等を利用した電子納税の方式

インターネットバンキング等を利用した電子納税には、登録方式と入力方式の2つの方式があります。利用者はいずれかの方法を選択して電子納税を行います。T K C電子納税かんたんキットは、「登録方式」に対応しています。

	登録方式	入力方式
対象税目	国税の全税目	申告所得税・法人税・消費税及地方消費税、申告所得税及復興特別所得税、復興特別法人税
納付可能な税務署	開始届出を提出した税務署以外への納付が可能	開始届出を提出した税務署に限定
納付手段	インターネットバンキング・モバイルバンキング・A T M	
電子証明書の添付	不要	不要(納付目的コードを使用)

①登録方式

登録方式とは、TKC電子納税かんたんキットを利用して「納付情報データ」を作成し、国税受付システムに事前登録することにより、事前登録した「納付情報データ」に対応する「納付区分番号」を取得して電子納税を行う方式です。



1) 登録方式による電子納税の流れ

a. 「納付情報データ」の送信 (図①)

納税者は、税目、課税期間、申告区分、納付額等の「納付情報データ」(納付書に相当)を作成(入力)し、国税受付システムへ送信します。

b. 「納付区分番号」の取得 (図②)

国税受付システムで「納付情報データ」の内容確認が行われた後、受信通知がメッセージボックスに格納されます。納税者は、受信通知に記載されている「納付区分番号」を確認します。

c. インターネットバンキングへログイン (図③)

納税者は、金融機関から付与されたログインのためのIDとパスワード(暗証番号)を使用して、インターネットバンキングのホームページにログインします。

d. 利用者識別番号等の入力 (図④、⑤)

納税者は、インターネットバンキングの画面から「税金・各種料金払込メニュー」を選択し、国税の「利用者識別番号」や「納付区分番号」等を入力します。入力した内容はMPNを通じて国税受付システムへ送信されます。

国税受付システムは、金融機関からの送信内容と事前登録された納付情報を検証し、電子納税利用者であることを確認すると、納付金額等データを金融機関に送信します。

e. 納付指図 (図⑥、⑦、⑧)

納税者は、画面に表示される納付金額等に誤りの無いことを確認し、納付指図を行います。これにより、金融機関で納税者の預金口座から国庫金勘定への振替処理が行われ、領収済みデータが国税受付システムに送信されます。

なお、「納付区分番号」が記載された受信通知から直接インターネットバンキングの税金・料金払い込み画面にリンクして、「利用者識別番号」や「納付区分番号」等を入力することな

く、表示される納付内容を確認して「支払」ボタンをクリックするだけで納付が完了する「情報リンク方式」を利用できる金融機関もあります。

2) 対象となる税目

登録方式では国税の全税目に係る納税について利用できます。

源泉所得税の納付や電子納税証明書の発行のための手数料の納付も可能です。

②入力方式

入力方式とは、「納付情報データ」の事前登録は行わず、登録方式の「納付区分番号」に相当する「納付目的コード」を利用者自らが作成して電子納税を行う方式です。

国税受付システムへの電子証明書の事前登録が不要のため、納税者は電子証明書を取得する必要はありません。インターネットバンキングやATM等の画面に「納付目的コード」や「納付金額」を直接入力して電子納税を行います。

ただし、入力方式による電子納税を行う場合も国税の電子申告・納税等の開始届出、国税受付システムへの独自の暗証番号および納税用確認番号の登録が必要です。

1) 納付目的コード

「納付目的コード」は、あらかじめ定められたコードを、次のように組み合わせたものです。

税目番号	+	申告区分コード	+	元号コード	+	課税期間
------	---	---------	---	-------	---	------

利用者自身が作成して、納付時に納付金額と併せて入力します。（各コードの詳細は国税庁ホームページ（https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/tetsuzuki4_3.htm）で確認できます。）

2) 対象となる税目

入力方式では、申告所得税、法人税、消費税、申告所得税及復興特別所得税、復興特別法人税の納付が可能です。

源泉所得税は納付できません。

(4) 利用可能時間

国税受付システムの利用可能時間内（電子申告と同様）で、金融機関のインターネットバンキングやATM等が利用できる時間内となります。

(5) 納付の時期

電子納税における納付の時期は、日本銀行において国庫金として収納したとき、すなわち金融機関において国庫金勘定へ振替処理が行われた時点とされています。

(6) 納税の手数料

納付書による納税と同様、電子納税のための手数料はかかりません。

ただし、インターネットバンキング等の利用に当たり、金融機関によっては利用のための手数料が必要となる場合があります。

2. ダイレクト納付による納付手続

(1) 事前準備

- ① 国税の電子申告・納税を行うための開始届出とは別に、所轄税務署への「国税ダイレクト方式電子納税依頼書兼国税ダイレクト方式電子納税届出書」（以下、「ダイレクト納付利用届出書」）の事前提出が必要です。「ダイレクト納付利用届出書」は、国税庁ホームページに掲載されています。
(<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/index.htm>)
また、ダイレクト納付で複数の口座を利用する場合、口座ごとに「ダイレクト納付利用届出書」を提出します。
- ② ダイレクト納付が利用可能となるまでには、「ダイレクト納付利用届出書」提出後、概ね1か月程度かかります。
- ③ ダイレクト納付の利用が可能となった方には、国税のメッセージボックスに「ダイレクト納付登録完了通知」が格納されます。
ダイレクト納付の利用は、当該「ダイレクト納付登録完了通知」が格納された後、国税受付システムへ送信した申告・納税のデータから利用可能となります。そのため、ダイレクト納付を利用する前に、「ダイレクト納付登録完了通知」が格納されていることを、必ず、ご確認ください。
- ④ なお、ダイレクト納付利用届出書を提出した場合も、従来どおりインターネットバンキングを利用した電子納税、振替納税の利用も可能です。

(2) 利用できる金融機関

ダイレクト納付を利用できる金融機関は、国税庁ホームページ「利用可能金融機関一覧」で確認できます。なお、利用可能金融機関一覧は、随時、更新されます。
(<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/kinyu.htm>)

(3) 対象となる税目

電子申告等が可能な税目（源泉所得税、法人税、消費税及び地方消費税、申告所得税、酒税、印紙税）が対象となります。なお、納付情報登録（納付書データの作成と国税受付システムへの送信）を行うことにより、上記の税目にかかわらず全税目について利用が可能です。

(4) ダイレクト納付による納付の方法

ダイレクト納付では、即時または指定した期日に納付することができます。

具体的には、電子申告データ・徴収高計算書データ・納付書データを国税受付システムへ送信した後、国税のメッセージボックスに格納される「納付区分番号通知」に、[今すぐに納付される方] [納付日を指定される方] ボタンが追加され、当該ボタンをクリックして行います。

複数の口座を利用届出している場合は、国税受付システムに登録された届出済みの口座から、引き落とし口座を選択してダイレクト納付できます。

① [今すぐに納付される方] ボタン（即時納付）

届出を行った金融機関の預貯金口座から、即時に振替えられます。

② [納付日を指定される方] ボタン（期日指定納付）

- 1) 届出を行った金融機関の預貯金口座から、指定した納付日の朝に振替えられます。指定した納付日の前日までに金融機関の口座に納税資金を準備してください。
- 2) 納付完了後、国税メッセージボックスに「ダイレクト納付完了通知」が格納されます。また、残高不足等でエラーとなった場合は、「ダイレクト納付エラー通知」が格納されます。納付後、必ず、メッセージボックスを確認してください。

(5) 通算親法人による一括ダイレクト納付

グループ通算制度を採用している通算親法人は、各通算法人が納付すべき法人税・地方法人税について、通算親法人がダイレクト納付利用届出をしている預貯金口座から一括してダイレクト納付を行うことができます（即時又は期日を指定しての納付が可能です。）。

なお、通算親法人による一括ダイレクト納付に係る仕様は民間ベンダーに公開されていないため、当機能は、国税庁のシステム（国税受付システム）でのみ利用可能です。

(6) 利用可能時間

ダイレクト納付の利用は、国税受付システムの利用可能時間内（電子申告と同様）であること、ダイレクト納付が利用できる各金融機関のオンラインサービス提供時間であることが必要です。

国税受付システムの利用可能時間は、国税 e-Tax ホームページで確認できます

(https://www.e-tax.nta.go.jp/info_center/index.htm)

(7) ダイレクト納付の手数料

ダイレクト納付においても、窓口での納税と同様、電子納税のための手数料はかかりません。

3. クレジットカードを利用した納付手続

(1) 事前準備

① 国税のクレジットカード納付を行うためには、国税の電子申告・納税開始届出が必要です(※)。ただし、既に電子申告を行うために届出済の場合は、クレジットカード納付を行うために、あらためて国税の開始届出を行う必要はありません。

※ T K C 電子納税かんたんキットでは、国税受付システム (e-Tax) から「国税クレジットカードお支払サイト」にアクセスするため、国税受付システムにログインする必要があります。

② クレジットカードをご用意ください。「国税クレジットカードお支払サイト」で利用できるクレジットカードの種類や利用可能額等について、あらかじめ国税庁ホームページでご確認ください。

(国税庁ホームページ)

- ・「クレジットカード納付の手続」ページ

(https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/nofu-shomei/nofu/credit_nofu/index.htm)

- ・「クレジットカード納付の Q&A」ページ

(https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/nofu-shomei/nofu/credit_nofu/credit.htm)

(2) 利用可能なクレジットカード

Visa、Mastercard、JCB、American Express、Diners Club 等のクレジットカードが利用できます。利用できるクレジットカードの種類は、国税庁ホームページの「クレジットカード納付の手続」ページでご確認ください。

(https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/nofu-shomei/nofu/credit_nofu/index.htm)

(3) 利用可能税目

全ての税目が利用可能です。

ただし、印紙を貼り付けて納付する場合等、利用できない税目があります。詳細は、国税庁ホームページの「クレジットカード納付の Q&A」をご確認ください。

(https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/nofu-shomei/nofu/credit_nofu/credit_qa.htm#all)

(4) 利用可能額

1 度の手続につき、1,000 万円未満、かつ、ご利用になるクレジットカードの決済可能額以下の金額 (決済手数料含む) となります。

(5) 手続き方法

インターネットの利用が可能なパソコン、スマートフォン及びタブレット端末から、納付受託者が運営する「国税クレジットカードお支払サイト」へアクセスして手続きします。

以下のアクセス方法があり、T K C 電子納税かんたんキットでは、e-Tax からアクセスする方法により手続きします。

行	アクセス方法	説明
1	国税庁ホームページから	国税庁ホームページで「国税クレジットカードお支払サイト」をクリックしてアクセス
2	確定申告書等作成コーナーから	確定申告書等作成コーナーで、納税額のある申告書を作成した場合等に表示される納付方法の案内画面からアクセス
3	e-Tax (国税電子申告・納税システム) から	e-Tax を利用して電子申告・徴収高計算書データの送信又は納付情報登録依頼をした後に、メッセージボックスに格納される納付区分番号通知からアクセス

(6) 利用可能時間

クレジットカード納付は夜間休日を問わず、24 時間利用できます。

ただし、国税受付システム (e-Tax) からアクセスする方法によりクレジットカード納付を利用する場合は、e-Tax の利用可能時間内に限り、利用が可能です。

(7) クレジットカード納付の手数料

納付税額に応じた決済手数料がかかります。

詳細は、国税庁ホームページの「クレジットカード納付の Q&A」をご確認ください。

(https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/nofu-shomei/nofu/credit_nofu/credit_qa.htm#a14)

(8) その他（国税庁ホームページ掲載の Q&A より）

国税庁ホームページの「クレジットカード納付の Q&A」

(https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/nofu-shomei/nofu/credit_nofu/credit.htm)

以下は、Q&A の一部です。その他の Q&A は上記 URL からご確認ください。

Q	クレジットカードのポイントはつきますか。
A	ポイントについてはカード会社の会員規約に基づきますので、カード裏面に記載されているカード会社へお問い合わせください。

Q	クレジットカード利用代金の引き落とし日が法定納期限よりも後になった場合、延滞税は発生しますか。
A	クレジットカード納付については、国税通則法第 34 条の 3 の規定により、納付手続が完了した日をもって延滞税や利子税を計算することとなっておりますので、法定納期限内に「国税クレジットカードお支払サイト」において、その手続きを完了していれば、クレジットカード利用代金の引き落とし日が法定納期限よりも後になった場合でも延滞税は発生しません。 なお、法定納期限後に「国税クレジットカードお支払サイト」での納付手続を行った場合には、延滞税等が発生することがありますので、ご注意ください。

Q	クレジットカード利用代金の支払回数は選べますか。
A	お支払は、一括払い・分割払い（3 回、5 回、6 回、10 回、12 回）又はリボ払いの中からお選びいただくことができます。 なお、分割払い又はリボ払いの場合は、利用額に応じた決済手数料に加えて、各カード会社の定める手数料が発生する場合がありますので、あらかじめカード裏面に記載されているカード会社へお問い合わせください。 ※ ご利用されるクレジットカードにより、支払方法が選択できない場合がありますので、ご注意ください。

Q	納付手続の取消しはできますか。
A	「国税クレジットカードお支払サイト」での納付手続が完了すると、その手続の取消しはできませんのでご注意ください。 誤って納付手続をされた場合は、後日税務署から還付等の手続を行うこととなりますので、所轄の税務署へご連絡ください。 また、納付税目や課税期間などの入力を誤って納付手続をされた場合は、所轄の税務署へご連絡ください。 なお、決済手数料は国の収入になるものではありませんので、誤って納付手続をされた場合、還付等の対象にはなりません。